

●鉛筆や消えるボールペン等は使用しないでください。

●この委任状は、必ず委任者がすべて記入し、氏名欄に署名してください。

- 虚偽の申請等の不正行為は、法により罰せられます。
- 委任の内容について、お問い合わせさせていただくことがあります。
- 印鑑登録や住民異動届の委任状は、別の様式になりますので窓口へお尋ねください。

●代理人（窓口へ行く人）の本人確認できるものをお持ちください。

A	公的機関が発行した 本人確認書類で顔写真入り	個人番号カード・運転免許証・障害者手帳・住基カード（顔写真入り）・パスポート・在留カードなど	C	公的機関以外が発行した 本人確認書類で顔写真入り	学生証・社員証・タスポ・調理師免許証など
B	公的機関が発行した 本人確認書類で顔写真なし	健康保険証・介護保険証・年金証書・住基カード（顔写真なし）など	D	公的機関以外が発行した 本人確認書類で顔写真なし	預金通帳・キャッシュカード・診察券・各種会員証など

・Aなら1点、B+B・B+Cなら2点必要です。左記の組み合わせができない場合は、B+D・C+C・C+D・D+Dの2点の組み合わせで、2点のうち、どちらか1点で「氏名+住所」あるいは「氏名+生年月日」の確認できるものが必要です。

5-21

委任状

四日市市長

令和 年 月 日

●私(委任者)は

住所	マンション・アパート名 部屋番号まで書いてください。
ふりがな 氏名	※署名してください。委任者が法人の場合は、 記名押印(法人名が彫られた代表者印又は社印)してください。
生年月日	年 月 日
昼間の 連絡先	☐ 自宅 () ☐ 携帯

●次の者(代理人=窓口へ行く人)に

住所	マンション・アパート名 部屋番号まで書いてください。
氏名	

●右記の書類の交付請求及び受領を委任します。(該当するものに ☒)

●使用目的(該当する使用目的に ☒ してください。)

- ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 年金 ☐ 融資 ☐ 相続 ☐ 登記
☐ 学校 ☐ 保証人 ☐ 扶養 ☐ 健康保険 ☐ 児童扶養手当等
☐ 市・県営住宅 ☐ 指名願い ☐ 車の登録 ☐ 車の名義変更・廃車
☐ 出入国在留管理局 ☐ 領事館・大使館 ☐ その他 ※具体的にご記入ください。

※以下の場合には郵送になります。切手をご持参ください。

- ☐ 個人番号入り住民票を希望します。
☐ 住民票コード入り住民票を希望します。

※発送方法を選んでください
☐ 普通郵便 ☐ 特定記録
☐ 簡易書留

■住民票 が必要な場合は、次にご記入ください。

☐ 全員(謄本) 通

☐ 個人(抄本) 通

☐ 除票 通

☐ 住民票記載事項証明 通

但し、住民票に下記の記載が必要な場合は番号に○をしてください。(通常は省略)

日本人の方は①②③④ 外国人住民の方は①②⑤⑥⑦

1.世帯主名 2.続柄 3.本籍 4.筆頭者 5.国籍・地域 6.在留関連

7.通称名履歴(H24.7.9以降分)

個人名記入

■戸籍 に関する証明書等が必要な場合は、次にご記入ください。

(本籍と筆頭者は必ずご記入ください。また、抄本の場合は、必要な方の氏名もご記入ください。)

本籍 四日市市	
筆頭者:	抄本(氏名):

*相続等が必要な場合○囲みしてください。

左記の人の

出生

婚姻

現在

婚姻

死亡

その他()

☐ 戸籍(謄本=全員) 通

☐ 戸籍(抄本=個人) 通

☐ 附票(謄本) 通

☐ 附票(抄本) 通

☐ 除籍(改製原)謄本 通

☐ 除籍(改製原)抄本 通

附票に本籍・筆頭者の記載は必要ですか⇒☐ はい・☐ いいえ

☐ 身分証明書(委任者本人のみ) 通

☐ 受理証明

☐ 届書の写し () 届 通 届出日 年 月 日 必要な方の氏名:

■市税 に関する証明書等が必要な場合は、次にご記入ください。

☐ 所得課税証明 通 (平成・令和 年度分を 通) *前年1～12月までの所得額、控除内容
課税額等の記載があります。

☐ 納税証明 通 (平成・令和 年度分を 通)

☐ 市県民税【非課税の場合は発行できません。非課税であることが分かる所得課税証明書が必要です⇒☐ はい・☐ いいえ】
☐ 固定資産税・都市計画税
☐ 法人市民税 ⇒ 事業年度【自 . . . ～ 至】
☐ 事業所税 ⇒ 事業年度【自 . . . ～ 至】
☐ 軽自動車税 ⇒ 車両番号【

☐ 評価証明 通 ☐ 公課証明 通

*評価証明、公課証明を委任される場合は、代理の方へ物件の所在地(登記簿地番)をお伝えください。

☐ 完納証明書 通 (市民税課でのみ発行)

☐ その他 () 通

◎死亡された方の証明の場合(戸籍謄本等、相続人であることがわかる書類の提示が必要な場合があります。)

死亡された方の氏名:

死亡された方からみて委任者との続柄は:

各 証 明 書 の ご 案 内

じゅうみんひょう 住民票 (しゅみょう) (除票)	住所・氏名・生年月日・男女の別・前住地などを証明します。 必要に応じて、日本人の方は世帯主名・続柄・本籍・筆頭者、 外国人住民の方は世帯主名・続柄・国籍・地域・在留関連 (これらを特記事項といいます。)を表示することができます。 (個人情報を守るために、特記事項は通常省略しています。)
------------------------------------	---

主な使用目的と特記事項

公的年金申請・児童扶養手当申請など	世帯主名・続柄・本籍・筆頭者・国籍・地域・在留関連
扶養手続き・自動車税減免申請など	世帯主名・続柄
運転免許証の取得（本籍欄の変更）など	本籍・国籍・地域・在留関連

★特記事項や世帯全員分が必要か等について
手続きにより異なりますので、**提出先へ事前にお問い合わせください。**

戸籍に関するもの	こせき 戸籍	親子、兄弟姉妹の身分関係を証明します。夫婦と子供により編成されています。主に「パスポート」「年金」「相続」の手続き等に使用されています。
	じよせき 除籍	戸籍の構成員が婚姻・死亡などですべて除籍となったもの。または市外へ転籍したため除籍となったもの。改製原戸籍と共に主に「相続」の手続きに使用されています。
	かいせいほらこせき 改製原戸籍	法律の改正によって戸籍の編製単位、記載内容の変化や電算化によって、新しく戸籍を作り直したときの従前の戸籍。「原戸籍」ともいいます。 (昭和22・32年、平成6年に法改正されています。)平成6年の法改正については、旧楠町は平成12年4月24日、四日市市は平成13年1月27日に改製しています。主に「相続」の手続きに使用されています。
	ふひょう 附票	住所の異動、変遷を記録したもの。主に、以前の住所と現在の住所をつなげる必要がある場合等に使用されています。必要に応じて、本籍・筆頭者を記載することができます。
	とどけしょのうし 届書の写し	「死亡届の写し」については、厚生年金・郵便局の簡易保険・労災保険等、法令で定められた手続きの場合に限り請求することができます。請求の際には、年金証書等の提示が必要です。(外国人の場合は、この限りではありません。)
	じゅりしやうめい 受理証明	婚姻届など、戸籍の届出が受理されたことの証明です。
	みぶんしやうめい 身分証明	「禁治産・準禁治産の宣告」「後見登記」「破産宣告又は破産手続開始決定」の通知の有無を証明します。
	とくしんしやうめい 独身証明	戸籍に基づき、民法第732条(重婚禁止)規定に抵触しないことを証明します。

★本籍は四日市市ではありませんが、住んでいる四日市市で「戸籍」は取得できますか？
「戸籍に関するもの」は本籍地へ請求することになりますので取得できません。
ただし、本人・配偶者・直系尊属(父母・祖父母など)・直系卑属(子・孫など)からの請求の場合は、本籍地ではなくても「戸籍・除籍・改製原戸籍」(いずれも謄本)に限り取得できます。

★「謄本(とうほん)」「抄本(しょうほん)」とは何ですか？
謄本は戸籍の記載がある方全員を証明するもの、抄本は個人を特定して証明するものです。

市税に関するもの

しよとくかせい 所得課税 しょうめい 証明	1月1日現在の住所地で発行されるもので、前年の1月から12月の所得額・控除内容をもとに課税された市県民税の証明です。 所得額・控除内容・課税額等が掲載されており、主に福祉・医療制度の申請のほか、融資や扶養の手続きなどに使用されます。 ※「令和6年度の所得課税証明書」の場合は、「令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間の所得」が記載されています。
--------------------------------	---

★令和6年7月に転入してきましたが、今年度の所得課税証明書はとれますか？
令和6年度所得課税証明書が必要であれば、令和6年1月1日現在に住んでいた市区町村で交付されますので、1月1日現在の住所地の市区町村に請求ください。

★最新の「所得課税証明書」は、何月からとれますか？
例年6月1日以降の発行を予定しています。

のうぜいしやうめい 納税証明	「市民税・県民税」「固定資産税・都市計画税」「法人市民税」「軽自動車税」の各税目ごとの納付に関する証明です。主に「融資」「指名願い」などの手続きの際、未納がないことを証明するために使用されています。
-------------------	---

★「完納証明書」とは何ですか？
四日市市へ「指名願い」のために提出する証明は、すべての税目・年度において未納がないことを証明した「完納証明書」が必要です。
お取り扱いは、市役所2階市民税課(3番窓口)のみとなります。

ひょうかしょうめい 評価証明	土地・家屋の1件ごとの物件の表示と評価額の証明です。 主に「融資」などの手続きに使用されています。
こうかしょうめい 公課証明	土地・家屋の1件ごとの物件の表示と固定資産税都市計画税の課税額等の証明です。主に「売買時の精算」などに使用されています。
とうろくじやうめい 登録事項証明	土地・家屋の1件ごとの物件の表示の証明です。評価・公課の額が省略されています。家屋の建築年や構造等が記載されていますので、主に「耐震審査」などに使用されています。

★土地や家屋の名義が変更になった場合は？
資産に関する証明書は、毎年1月1日現在の所有者で証明されます。
1月～3月に請求する場合は、前年の1月1日現在の所有者となります。
4月以降は、その年の1月1日現在の所有者で証明されます。

売買等によって、新所有者が評価証明書を請求する場合は、登記済証書等により、所有権が変わったことが確認できる書類を提示する必要があります。
(新所有者以外が請求する場合は、あわせて委任状も必要です。)

★「名寄帳(なよせちょう)」とは何ですか？
市長印のある市税の証明ではありませんが、所有者ごとに、土地・家屋の物件ごとの表示と評価・公課の額等が記載されている書類です。
主に「固定資産の内容確認」「確定申告」などに使用されています。
お取り扱いは、市役所2階資産税課のみとなります。